

宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘 施設利用料(短期入所)《3割負担》

短期入所サービスの利用者負担額(1日当たり)

(単位:円)

サービス費	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		1,338	1,665	1,788	1,995	2,211	2,418
加算分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	-		36 (Ⅰ 4円、Ⅱ 8円)				
機能訓練指導加算	36		36				
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	-		45				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	54		54				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費・加算分に8.3%を乗じた金額						
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費・加算分に2.7%を乗じた金額						
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	サービス費に0.1%を乗じた金額						
サービス費+加算分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1,587	1,950	2,176	2,406	2,646	2,876	3,103

以下のサービスを提供した場合は、それぞれに、8.3%及び2.7%乗じた金額をご負担頂きます。

医療連携強化加算	-	116
送迎加算(片道)		552
個別機能訓練加算		168
認知症行動心理症状緊急対応加算		600
緊急短期入所受入加算		270

食事負担額・居住費負担額(1日当たり)

(単位:円)

食費	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階	
		300	600	1,000	1,300	1,445
居住費	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階	
	個室利用	320	420	820	820	1,171
	多床室利用	0	370	370	370	855

※食費・居住費に関しては、市町村から介護保険負担限度額認定証が発行された場合の金額になります。

利用者負担額合計(1日当たり)

(単位:円)

個室利用の場合	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階
要支援 1	2,207	2,607	3,407	3,707	4,203
要支援 2	2,570	2,970	3,770	4,070	4,566
要介護 1	2,796	3,196	3,996	4,296	4,792
要介護 2	3,026	3,426	4,226	4,526	5,022
要介護 3	3,266	3,666	4,466	4,766	5,262
要介護 4	3,496	3,896	4,696	4,996	5,492
要介護 5	3,723	4,123	4,923	5,223	5,719
多床室利用の場合	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階
要支援 1	1,887	2,557	2,957	3,257	3,887
要支援 2	2,250	2,920	3,320	3,620	4,250
要介護 1	2,476	3,146	3,546	3,846	4,476
要介護 2	2,706	3,376	3,776	4,076	4,706
要介護 3	2,946	3,616	4,016	4,316	4,946
要介護 4	3,176	3,846	4,246	4,546	5,176
要介護 5	3,403	4,073	4,473	4,773	5,403

※オムツ代・洗濯代を含みます。

介護保険負担限度額について

第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方
第2段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が年額80万円以下であり、預貯金額が単身650万円、夫婦1,650万円の以下の方
第3-①段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が年額80万円を超え120万円以下であり、預貯金額が単身550万円、夫婦1,550万円以下の方
第3-②段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が年額120万円超であり、預貯金額が単身500万円、夫婦1,500万円以下の方
第4段階	・上記以外の方

※住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も勘案します。

※食費については朝食401円、昼食522円、夕食522円です。例えば、第三段階の方に朝食と昼食をご用意させて頂いた場合923円ですが、負担限度額が適用されるため600円のご負担となります。